

令和元年監査公表第2号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第4項の規定により監査を実施したので、その結果を公表する。

令和元年 8月27日

半田市監査委員 西川 承

半田市監査委員 鈴木 幸彦

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和元年6月25日をもって提出のあった地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査した結果は次のとおりであるので、同条第4項の規定により通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■ ■■

2 請求書の提出

令和元年6月25日

3 請求の要旨

請求人から提出された住民監査請求書に記載された事項に基づく請求の趣旨は次のとおりである。（請求書原文のとおり）

○住民監査請求書（和令元年6月25日）

（請求の要旨）

1. 請求の内容

半田市監査委員事務局に所属する市職員は、現在3名です。

そして半田市監査委員は2名（市民と市議会議員の各1名）です。

上記の市職員 3 名は、事務局専任です。この事務局専任職員を 1 名にして、他の市部課（例えば、総務課あるいは市民協働課）の市職員 2 名を兼任者と改めるよう求めます。（措置対象は半田市長です。）

2. 請求の理由

- (1). 平成 26 年以降、現在までの住民監査請求の件数は、年間 1 ～ 2 件であり、業務監査についても限定的に実施しているにすぎず、事務局専任の市職員 3 名は多すぎます。
- (2). 現在の事務局専任職員は、半田市役所側に立った不正を行っており（例えば、陳述内容を録音していたデータを改ザン）、その人数を極力減す方向が市民としてベターです。
- (3). 住民監査請求制度について法律専門家は、市民の問題提起について「ガス抜き」する目的として設けており、実質的に機能しないと公言しており、半田市の場合も同様です。

以上

第 2 請求の要件審査

請求書は、全体として地方自治法（以下、「法」という）第 242 条第 1 項の規定による要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第 3 監査の実施

1 請求人の陳述及び補正

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して令和元年 7 月 16 日に陳述の機会を与え、請求人の趣旨を補足する陳述を受けた。

（陳述に出席した請求人） ■■■■■

2 監査の対象事項

本件請求においては、まず、半田市監査委員事務局の職員 3 名分の給与のうち、2 名分の給与について、法第 242 条第 1 項に規定する違法または不当な公金の支出であるか否かとした。

なお、請求人からは同条第 2 項のただし書の正当な理由があるときについての疎明もないことから、同項本文の規定に基づき、当該公金の支出が本件請求の日において 1 年を経過しているものについては監査の対象外とした。

次に、監査委員事務局の職員を 3 名配置していることを、適正管理義務に違反した財産の管理と言えるか否かとした。

3 関係書類の提出及び説明

監査対象部局を監査委員事務局とし、関係書類の提出及び説明を求めた。これにより関係職員が行った説明の要旨は次のとおりである。

- ・ 監査委員事務局は地方自治法により設置することができるとされており、半田市監査委員に関する条例により設置されている。設置の意義は主に監査委員に関する事務を行うためである。
- ・ 平成 30 年度の課の年次有給休暇取得の平均日数は 9.45 日（庁内全体平均 9.33 日）である。
- ・ 平成 30 年 7 月から令和元年 6 月の間で、欠勤をした職員はいない。

第 4 監査委員が認定した事実

監査対象事項に関し、次の事実関係を認めた。

- ・ 監査委員事務局の職員定数は、半田市職員定数条例第 2 条により 3 名と定められている。
- ・ 監査委員事務局職員の年次休暇取得の平均日数が、他部課と比較して平均的であり、特段多いとは認められない。
- ・ 近隣自治体の監査委員定数に対する監査委員事務局の職員数の割合を、半田市監査委員事務局のそれと比較した場合、半田市監査委員事務局の職員数が特段多いとは認められない。
- ・ 給与の支払いは手続きに従って執行されている。出勤状況と給与支払い状況に齟齬は認められない。

第 5 判断

審査の結果、本件請求については、合議により次のように決定した。

住民監査請求は、法第 242 条の定めにより、市民が、市長や市の職員による財務会計上の行為が違法又は不当であり、その結果、市に損害が生じていると認められるときに、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求する制度である。

まず、半田市監査委員事務局職員に対する、給与支払いが違法または不当であるか否かについて監査を行った。

監査委員事務局職員の出勤状況及び給与支払い状況に齟齬は認められず、給与の支払いは半田市職員の給与に関する条例及び半田市会計管理者事務決裁規程の手続きに従って行われており、違法性は認められない。

次に、監査委員事務局職員数が適正か否かについては、半田市職員定数条例で 3 名の職員は認められていることから、違法性は認められない。

上記から、給与等の支払いについて、半田市に損害が発生しているという事実は

認められない。

次に、監査委員事務局の職員を3名配置していることを、適正管理義務に違反した財産の管理と言えるか否かについて監査を行った。

住民監査請求における財産の管理とは、当該財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為を対象とすると解されている。(平成2年4月12日最高裁判決(昭和62(行ツ)22))

監査委員事務局の人員配置を現状のようにしている管理は、財産価値の維持、保全を図る財産管理の面から行われているのではなく、財務会計上の行為には当たらない。よって、住民監査請求の要件を満たしていないと判断する。

第6 結果

以上の理由により、本住民監査請求は、理由がないものとして棄却する。